

杉並区からのお知らせ



高校生等医療費助成制度（マル青）のご案内

令和5年4月診療分から高校生等の医療費を区が助成します。所得制限・一部負担金はありません。

1. 対象の高校生等とは？

令和5年4月以降に高等学校の就学期（15歳の4月1日から18歳の3月31日まで）で、杉並区に住所があり、各種医療保険に加入しているお子様。在学中か否かを問いません。

高校生等が以下に該当する場合は助成対象になりません

- ① 杉並区に住所がない ② 各種医療保険に加入していない
- ③ 生活保護を受けている ④ 児童福祉施設等に措置により入所している

2. 助成の内容は？

対象の高校生等に医療証（通称・マル青）を交付します。都内の医療機関で受診する際に、保険証と一緒に医療証を提示することで、医療費の助成を受けることができます。

◇助成の範囲◇

助成対象	保険診療の医療費の自己負担額
対象外	保険診療外の医療費（予防接種、差額ベッド代等） 入院時の食事療養標準負担額

※その他の公費により医療費が賄われている場合、公費負担相当額を除いて助成します

医 療 証	
医療者番号	B 9 1 2
受給者番号	
性別	男
年齢	歳
生年月日	年 月 日
住 所	〒 見
姓	本
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
上記欄は、原則として毎年4月1日より新規登録の場合は、改めて登録するときに医療費カードを発行するものとします。	
東京都〇〇区(町村) 五〇〇〇〇	
交付年月日	年 月 日

■マル子医療証をお持ちでないお子様は、申請が必要です。
申請手続きについては、裏面をご確認ください。

*事業の詳細は、下記までお電話いただぐか又のHPを確認ください